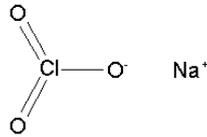


## 資料 3

塩素酸ナトリウムを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



CAS No. : 7775-09-9

### 名称

(日本語名) 塩素酸ナトリウム

(英語名) Sodium chlorate

### 経緯

上記化学物質は、現在、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）第2条第18号の「塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。」に該当し、劇物に指定されているところである。また、今般、事業者より、当該化学物質の毒性データ等が提出され、その結果から、当該化学物質を含有する製剤を劇物から除外するものである。

### 物理的・化学的性質

別添1を参照

### 毒性

別添2を参照

### 製剤組成

成分組成（製品表示値）		
区分	名称	含有量（%）
有効成分	塩素酸ナトリウム	50.0（47.5～52.5）
補助成分	炭酸水素ナトリウム	30.0（27.0～37.0）
	鋳物質 等	20.0
合計		100.0

### 事務局案

塩素酸ナトリウムを含有する製剤（塩素酸ナトリウム 47.5%以上 52.5%以下かつ炭酸水素ナトリウム 27%以上 37%以下を含有するものに限る。）を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(日本語名) 塩素酸ナトリウム (英語名) Sodium chlorate
CAS 番号	7775-09-9
化学式	NaClO <sub>3</sub>
分子量	106.44
物理化学的性状	
外観	白色固体(結晶)、無臭
沸点	300℃で分解するため試験省略
融点	248℃
密度	2.490/cm <sup>3</sup> (15℃)
蒸気圧	<3.4×10 <sup>-5</sup> Pa (25℃)
水溶解度	50g/100g (25℃)
引火性及び発火性	—
安定性	300℃以上で分解
反応性	強い酸化性を持ち、有機物、硫黄、金属粉などが混ざると、加熱、摩擦又は衝撃で爆発する。
換算係数	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物及び劇物取締法：劇物</li> <li>・ 消防法：第一類酸化性固体</li> <li>  ※50%製剤については非該当（※1）</li> <li>・ 化学物質排出把握管理促進法（化管法）</li> <li>  塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩： 管理番号 598 第一種 政令番号 1-091</li> </ul>

※1 審議対象の組成の製剤については、大量燃焼試験・鉄管試験から、燃焼性・爆発性がないことを確認している。

【別添2】

(1) 原体

試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂7,620 ♀7,120	参考資料1
	マウス ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂5,390 ♀5,050	参考資料1
急性経皮毒性	ラット ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂♀>20,000	参考資料1
	マウス ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂♀>20,000	参考資料1
急性吸入毒性 (ミスト) ※	ラット ♂♀	LC <sub>50</sub> : mg/L(4hr) ♂♀>5.10	急性吸入毒性試験(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)

※ 粉体エアロゾルを発生できないことから、蒸留水中の50%w/w溶液をエアロゾル(ミスト)化

資料1: Wistar系ラットおよびdd系マウスに対するSodium chlorateの急性毒性について

(2) 50%製剤(粒剤)

試験の種類	供試動物	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂♀>5,000	急性経口毒性試験(限界試験)(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)
	マウス ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂♀>5,000	急性経口毒性試験(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)
急性経皮毒性	ラット ♂♀	LD <sub>50</sub> : mg/kg ♂♀>2,000	急性経皮毒性試験(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)
皮膚刺激性	ウサギ	軽度	皮膚刺激性試験(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)
皮膚感作性	モルモット ♀	陰性	皮膚感作性試験(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)
眼刺激性	ウサギ 非洗眼	中等度	眼一次刺激性試験(1990) (「農薬の毒性試験の適性実施に関する基準」準拠)

【参考】引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物に係る規制への影響について

毒物及び劇物取締法第3条の4において、引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物は正当な理由なく所持することを禁止している。

また、毒物及び劇物取締法施行令第32条の3において、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35パーセント以上を含有するものに限る。）については、引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物として定めているところである。

審議を経て、一定の製剤組成の塩素酸ナトリウムを含有する製剤を劇物から除外した場合、毒物及び劇物取締法第3条の4の対象が毒物又は劇物に限られているところから、当該製剤は、引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物からは自動的に外れる予定である。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）（抄）

第三条の四 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）（抄）

（発火性又は爆発性のある劇物）

第三十二条の三 法第三条の四に規定する政令で定める物は、亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム三十パーセント以上を含有するものに限る。）、塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類三十五パーセント以上を含有するものに限る。）、ナトリウム並びにピクリン酸とする。